

告 示

埼玉県告示第四百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第三十条第二項の規定により、次の土地改良区連合の定款の変更を令和八年六月四日付けで認可した。

令和八年六月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

葛西・羽生領島中領土地改良区連合

二 事務所の所在地

埼玉県幸手市